

# 府高教 ニュース

2019年11月27日(水)

## 速報 No. 3

発行所：大阪府立高等学校教職員組合  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町7-11  
大阪府教育会館707号  
☎06(6768)2106 FAX 06(6768)1675  
http://osaka-fuko.dyndns.org/  
eメールosakafko@jn3.so-net.ne.jp

# 府教委によるアニメ「めぐみ」の押しつけはきわめて不当！ 教育への政治介入やめよ！

拉致問題に関わって、アニメ「めぐみ」の視聴をはじめとして、府民文化庁人権局発行の「おおさか人権情報誌そうぞうNo.3」やピラの配布など、学校現場への押しつけが強まっていることに、職場からは強い批判と懸念の声が上がっています。

### ◆特定教材の押しつけはあってはならない

アニメ「めぐみ」は、政府の拉致問題対策本部が企画・制作したもので、今年度は4月18日付で、都道府県教委宛に「(学校での)上映の促進等その活用について周知」を求める依頼文が出されています。これを受けて府教委は、6月11日付で「今年度も各学校においてはアニメ『めぐみ』を視聴する等活用いただき、生徒等の拉致問題への理解促進について協力願います」との依頼文を发出、全府立学校に対し「活用した/今年度中に活用する予定/活用する予定はない」などを選択肢とする「アンケート」への回答を求めました。

また、拉致問題特集した「おおさか人権情報誌そうぞうNo.3」については、大阪府知事が6月5日付で教育長宛の文書で「全府立高等学校及び支援学校高等部の生徒への配付」を依頼し、これを受けて府教委が6月12日付で校長宛の通知を发出しています。

これらの問題について府高教は、6月17日付で「府高教情報」を发出し、「①北朝鮮による拉致問題は、解決が求められる重要な問題であり、学校教育の場で取り上げることも十分あり得る。②しかし、どのような教材を用い、いつどのように取り上げるのかは学校の教育課程編成権に属する問題であり、やる、やらないも含めて学校が判断することである。③生徒の年齢・発達段階や学校の状況、教科の指導計画などを無視して、特定の教材の使用を一律に押しつけることは、あってはならない。」との見解を示し、それに沿った対応を職場に呼びかけてきたところです。

### ◆府教委「押しつけではない」と説明

ところが、その後、現場からの連絡で、府教委の「アンケート」が、事実上「めぐみ」の「活用」を学校に押しつける、きわめて不当な内容であったことが明らかになりました。現場からの連絡で明らかになった「アンケート」(エクセルシート)には、「活用する予定はない」の欄外のセルに、「↑府立高校はこの項目は選べません」と書かれ、視聴した作品名を問う項目では「アニメ『めぐみ』の欄外に、「↑府立高校はアニメ『めぐみ』の視聴必須。」と書かれていました。これは、「活用する予定はない」を選択できないものとするので、事実上、視聴を押しつけるものに他なりません。

府高教は11月20日、これについて改めて府教委に説明を求めました。府教委の説明は、「アンケートは国がつくった項目によるもので、昨年度は書き込みなしで使用したが、現場からの問い合わせがあったので、今年度は書き込みを入れた。6月の通知はあくまで依頼であり、押しつけは行っていない」というものでした。

### ◆学校の教育課程編成権・教育の自主性をまもれ！

「教育課程の編成権は学校にある」というのは、戦後の学校教育の大原則であり、時の政府や行政が教育内容に介入することは、あってはならないことです。これは、戦前の教育制度のもと、政府が教育内容を統制・支配し、軍国主義教育によって子どもたちを侵略戦争へと駆り立てた、痛苦の歴史への反省の上に確立されたものです。日本国憲法のもとでの教育行政は、学問の自由、教育の自主性尊重を大前提に、教育の目的を達成するための条件整備を目標に行われるべきものです。「指導・助言」の範囲を越えて、教育内容に介入することは「不当な支配」であり、行ってはなりません。

政府が制作したビデオを生徒に視聴させるよう全府立高校に求め、事実上の強制を行うことは、学校の教育課程編成権を侵すものであり、教育内容への「不当な支配」に他なりません。こうしたことの行き着く先にあるのは、時の政府や知事の思惑が直接学校教育に持ち込まれ、行政が思いのままに教育内容を支配する時代の再来です。

どのような教材を使用するのか、どのような教育を行うのかなど、学校の教育課程は、地域や生徒の実態を踏まえて教職員が十分論議し、その合意に基づいて学校が決めるものです。政府や知事の意向を受けた教育行政が、学校に押しつけることは許されません。府高教は、行政による教育への介入、特定教材の押しつけに断固として反対し、学問の自由、教育の自主性を守るために全力をあげます。

1. 今年度、アニメ「めぐみ」や映画「めぐみ」を授業等で活用しましたか。(該当するものに1を付してください。)

選択肢	回答
活用した	
今年度中に活用する予定(令和元年8月30日以降に実施する予定)	
活用する予定はない	

「活用する予定はない」の具体的な理由

←3. 以降の設問  
←2. の設問へ  
・府立高校はこの項目は選べません